

愛知県立佐織特別支援学校卒業生父母の会規約

第一章 名称及び事務局

- 第1条 本会は愛知県立佐織特別支援学校卒業生父母の会と称する。
第2条 本会の事務局は愛知県立佐織特別支援学校に置く。

第二章 目的及び事業

- 第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、互いに協力しあい、ともに社会を力強く生き抜くため、励ましあうことを目的とする。
第4条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 会員相互の情報交換
(2) 母校教師との懇談
(3) その他

第三章 会員及び役員

- 第5条 本会は愛知県立佐織特別支援学校の卒業生とその保護者ならびに関係職員をもって組織する。会員の入会期間は令和4年度以降の入会者は5年間、それ以前に入会したものは令和4年からの10年間とする。
第6条 本会に次の役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 1名
(3) 書記 1名
(4) 会計 1名
(5) 監事 若干名
(6) 理事 若干名（卒業学年の各学級より1名）
(7) 顧問 若干名
第7条 会長は理事会の推薦により、総会の承認を得て決定し本会の会務を総覧する。
第8条 副会長は理事会の推薦により、総会の承認を得て決定し、会長を補佐するとともに会長に事故があるときはこれを代理する。
第9条 書記は理事会の推薦により、総会の承認を得て決定し、本会の記録及び庶務を行う。
第10条 会計は理事会の推薦により、総会の承認を得て決定し、本会の事業に伴う会計を行う。
第11条 理事は会員の互選により選出し、本会の事業達成のため必要事項を協議決定する。
第12条 監事は理事会の推薦により、総会の承認を得て決定し、本会の会計を監査する。
第13条 顧問は母校校長及び卒業生父母の会会長として在勤、在職したものがあたり、本会の重要事項に関し助言する。
第14条 第1項 理事を除く役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
第2項 理事の任期は2年とする。

第四章 総会及び役員会

- 第15条 総会は6月にホームページ上で開催し、予算、決算、役員を選出、事業計画、規約の改正、その他必要事項について審議承認するものとする。会長は必要に応じて臨時に総会を開くことができるものとする。
第16条 役員会は第6条に示す役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

第五章 会計

- 第17条 本会の経費は、会費及び寄付金その他をもってこれにあてるものとする。
第18条 会費は1100円とする。
第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第20条 会計は毎年6月、ホームページ上で総会を開いて報告し承認を受けるものとする。

第六章 細則等

第21条 役員会は会務遂行のため細則等を設けることができる。

第22条 本規約の改正は、総会の出席人員の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

- 付 則
- 1 愛知県立佐織特別支援学校に在籍したものは、会員となることができる。
 - 2 会員は、住所、職業（勤務先）等を届け出て、異動の都度通知するものとする。
 - 3 必要に応じて臨時会費を徴収することができる。
 - 4 本規約は昭和58年3月4日より施行する。
 - 5 昭和60年7月16日規約の一部を改正する。
 - 6 昭和63年8月7日規約の一部を改正する。
 - 7 平成11年8月1日規約の一部を改正する。
 - 8 平成13年8月5日規約の一部を改正する。
 - 9 平成18年8月6日規約の一部を改正する。
 - 10 平成26年8月3日規約の一部を改正する。
 - 11 平成29年6月11日規約の一部を改正する。
 - 12 令和元年6月9日規約の一部を改正する。
 - 13 令和2年7月1日規約の一部を改正する。
 - 14 令和4年7月1日規約の一部を改正する。
 - 15 令和7年7月1日規約の一部を改正する。
 - 16 令和8年7月1日規約の一部を改正する。

卒業生父母の会 細則（弔慰規程、表彰規程）

弔慰規程

第1条 本会関係者が死亡した場合における弔慰は、この規程によって行う。

第2条 この規程の対象者は、次の区分による。

- (1) 本会役員並びに本校教職員
- (2) その他特に本会に深い関係にあった者

第3条 前事項に該当する者の死亡を知った時は、すみやかに必要事項を本会に通知するものとする。

第4条 弔慰は、次の規定により、会葬並びに香料により表すものとする。

- (1) 香料は、10,000円とする。
- (2) この規程にあてはまらない時は、その都度、役員会において決定する。

付則 本規程は、平成23年1月1日から施行する。